政　令

高速自動車国道法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第三百八十五号

高速自動車国道法施行令の一部を改正する政令

内閣は、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項に次のただし書を加える。

ただし、法第五条第一項又は第三項の規定により整備計画を変更しようとする場合においては、次に掲げるものを除く。

一　第一項第二号に掲げる事項のうち、全国的な高速自動車交通網の形成に及ぼす影響が軽微なものとして国土交通省令で定めるもの

二　第一項第五号に掲げる事項のうち、減額に係るもの及び天災による工期の延長その他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由による増額（国土交通省令で定める範囲内のものに限る。）に係るもの

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　森山　**裕**

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第三百八十六号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第八項中「法律」を「精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者のうちから任命された委員及び法律」に改め、「及びその他の学識経験を有する者のうちから任命された委員」を削る。

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

省　令

○国土交通省令第八十号

高速自動車国道法施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百八十五号）の施行に伴い、並びに高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）第二条第四項第一号及び第二号の規定に基づき、高速自動車国道法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十一月十八日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　森山　**裕**

高速自動車国道法施行規則の一部を改正する省令

高速自動車国道法施行規則（昭和四十六年建設省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第九条を第十二条とし、第四条から第八条までを三条ずつ繰り下げ、第三条中「高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号。以下「令」という。）」を「令」に改め、同条を第六条とし、第二条を第五条とし、第一条を第四条とし、同条の前に次の三条を加える。

（国土開発幹線自動車道建設会議の議を経る必要がない事項）

第一条　高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号。以下「令」という。）第二条第四項第一号の国土交通省令で定める事項は、整備計画に車線の暫定的な整備に係る記載がある場合における当該記載の変更又は削除に係る事項とする。

第二条　令第二条第四項第二号の国土交通省令で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。

一　天災その他不可抗力による工期の延長

二　物価その他の経済事情の変動

三　新設又は改築する高速自動車国道の存する地域の地形又は地質の状況を踏まえた工法の変更

四　前条の変更又は削除

第三条　令第二条第四項第二号の国土交通省令で定める範囲内の増額は、国土交通大臣が、二人以上の学識経験を有する者の意見を聴いて、増額の事由に応じて必要と認める範囲内の増額とする。

附　則

この省令は、高速自動車国道法施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百八十五号）の施行の日（平成二十七年十一月十八日）から施行する。

告　示

○外務省告示第四百九号

平成二十七年十月二十三日にアシガバットで、外交及び公用旅券所持者に対する査証の相互免除措置に関する口上書の交換がトルクメニスタン政府との間に行われ、同口上書にいう措置は、平成二十七年十二月一日から実施される。

平成二十七年十一月十八日

外務大臣　岸田　文雄

（在トルクメニスタン日本国大使館からトルクメニスタン外務省宛ての口上書）

（訳文）

No.697／15

口上書

在トルクメニスタン日本国大使館は、トルクメニスタン外務省に敬意を表するとともに、日本国政府が、外交及び公用旅券所持者に対する外交及び公用査証の要件の免除に関し、相互主義に基づき、二千十五年十二月一日から次の措置をとる用意を有することを同省に通報する光栄を有する。

1　トルクメニスタンの国民であって、トルクメニスタン外務省が発給した有効な外交又は公用旅券を所持しトルクメニスタン政府の外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的で日本国に入国することを希望するもの及びそのような旅券を所持し当該トルクメニスタンの国民の家族の構成員でその所帯に属するものは、その滞在期間のいかんを問わず、外交又は公用査証を取得することなく日本国に入国することができる。

2　(1)　トルクメニスタン外務省が発給した有効な外交又は公用旅券を所持するトルクメニスタンの国民であって、1にいう目的以外の目的で継続して九十日を超えない期間滞在する意図をもって日本国に入国することを希望するものは、査証を取得することなく日本国に入国することができる。

(2)　(1)の査証の要件の免除は、就職し、永住し、自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する意図をもって日本国に入国することを希望するトルクメニスタンの国民には適用されない。

3　1及び2の査証の要件の免除は、日本国に入国するトルクメニスタンの国民に対し、入国、滞在、居住、出国その他の外国人の管理に関する日本国の法令に服することを免除するものではない。

4　日本国政府は、公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止又はその解除は、外交上の経路を通じて直ちにトルクメニスタン政府に通告される。

5　日本国政府は、好ましくないと認めるトルクメニスタンの国民に対し、その理由を示すことなく日本国に入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

6　日本国政府は、トルクメニスタン政府に対し三十日前に文書による予告を与えることにより、前記の諸措置を終了することができる。

在トルクメニスタン日本国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねてトルクメニスタン外務省に向かって敬意を表する。

二千十五年十月二十三日にアシガバットで